

五世紀の日本と朝鮮

—— 中国南朝の封冊と関連して ——

坂元 義種

【要約】 五世紀の日本や朝鮮の国際関係を、同様に中国南朝の冊封をうけていた他の諸外国の事例と関連させて検討するとき、そこに、従来よりは、豊富な史料と広い視野を獲得しうることとなろう。本稿は、かかる問題関心のもとに、まず「將軍」号に焦点を合わせて、当時の日本の国際的地位をさぐり、ついで、中国王朝の王号冊封の意義を考え、さらに、倭国王や百済王が、その臣下に官爵を仮し、除正を願った問題を、北魏の「承制假授」と関連させてみた。そして、さいごに、中国南朝の諸国王冊封を、軍事権『都督諸軍事』と行政権（「刺史」）の面から考察して、倭国王と「都督百濟諸軍事」の問題を考えてみた。その結果、倭国王が「都督百濟諸軍事」を、中国南朝から認められなかったのは、すくなくとも、ただ単に、百済王が、すでに中国王朝と交渉をもち、その軍権を与えられていたからといったような理由からではないことが明らかとなった。そこには、南朝の、きわめて積極的な政治姿勢をうかがいうるわけである。

史料 五二巻五号 一九六九年九月

はじめに

五世紀の日本や朝鮮の国際関係を究明するにあたり、中国南朝の冊封という事実に着目して、その観点から若干の検討をつづけてきたが、なお、十分な解明には、いたっていない。たとえば、倭国王が自称した称号のもつ意味、あ

るいは、自称と叙正爵号の関係、さらには、倭国王と百済の関係など、教えあげれば、不明な点が多い。その原因の一端は、もちろん、関係史料の不足にあった。しかし、この理由は、史料を中国史書の中の日本や朝鮮関係のものに限っていたからではあるまいか。そこで、こうした発想のもとに、中国南朝と交渉をもち、その冊封をうけていた諸

外国の例を調べ、参考にすることとしたい。かくすることによって、たとえ、中国王朝の側からの一方的なものではあっても、従来よりは豊富な史料と、広い視野を獲得しているのではあるまいか。すくなくとも、当時の東アジア社会における国際関係の中心の一つは、善きにつけ悪しきにつけ、中国諸王朝にあったことは認めざるをえないであろう。

日本や朝鮮を含めた、東アジアの中国周辺の諸国家は、時により密度の濃淡はあったにせよ、中国諸王朝となんらかの交渉を有し、その交渉を通して、相互にも、さらに関係しあうという国際構造を有したのである。本稿は、以上のような発想のもとに、日本と朝鮮の国際関係を扱ってみようとするものである。また、これは、「五世紀の日本と朝鮮の国際的環境——中国南朝と河南王・河西王・宕昌王・武都王——」^①をうけて、そこでひろめられた比較検討の場の具体的な活用の一試論でもある。従って、前稿で扱った素材を用いて述べる場合は、特別の事情のない限り、一々史料の出典をこわらぬこととしたい。

一、日本の国際的地位——高橋善太郎論文を中心に——

古代東アジアにおける日本や朝鮮諸国の国際的地位は、これまでも種々な角度から考察されてきた。なかでも、「將軍号」を通しての研究は、それが端的に、五世紀の日本と朝鮮諸国の国際的地位を示すものと解され、重要な指標であると思われる^②。それによれば、五世紀の日本の国際的地位は、高句麗は、もちろんのこと、百済よりも低いものであり、三国の中では、高句麗が、もっとも高い地位を占めていたのである。

ところで、「將軍」号を通して、日本の国際的地位を考察されたものには、早くに、高橋善太郎「南朝諸国の倭国王に与えた称号について——古代日本の国際的地位(下)——」^③がある。この論文は、日本と朝鮮諸国の国際関係をみる上に、重要な視角を提示しておりながら、従来あまり知られていないように思われるので、ここに、その内容を簡単に紹介し、若干の検討を行なっておくこととする^④。

高橋論文は、中国の江南諸朝から、倭国王が与えられた称号を、高句麗・百済のそれと比較して、当時における日本の国際的地位を究明されようとしたものであり、その要旨は、高橋氏が要約されているように、「宋代に於ける日

本は常に高句麗打倒を第一の目標としており、これが宋朝との国際関係にも現われているのであって、安東大將軍除正の要求、或は倭王武の上表となっているが、最後まで高句麗の上に立つことは出来なかった。百済は晋に朝貢することも三国中最も早く、その高い地位は宋初にまで及んだが、高句麗の実力外交によって地位の相対的下降をもたらした。日本は最初から「好太王碑にある辛卯年(三九一)以来は勿論―実質上百済を植民地的地位に置いていたから、これを当面の問題とはしなかったが、百済の早く鎮東大將軍になったのに対して、安東大將軍になるのは遅れていた。然しこれは全く形式上の問題であって、宋朝の倭国に対する認識の不足から来たものに相違ない。然るに倭国の実力は次第に認められ、日本の半島に対する宗主権所有の実情も認識される様になり、自ら百済との関係も確認せられて、宋朝中期には形式上の安東大將軍の称をも倭国王に与えられることになったのであろう。されば倭国の宋朝に於ける地位は、一見高句麗・百済の下にあった様であるが、日本の真の目標は高句麗にあって、百済は本来眼中になかったばかりでなく、その実力が年と共に宋朝に認識されるとい

う過程が辿られた」(七三頁)といい、また、「齊・梁に及んでも、高句麗の最上位は揺ぐことがないと言わねばならないが、百済と日本との地位は明確に変化を来し、形式的な大將軍の称号についても倭国は決して百済に劣ることなく、寧ろこれを凌ぐ状態になった」(七四頁)といわれているのである。

高橋論文の分析視点は、倭国王らの称号の中でも、「將軍」号―とくに「大將軍」―に置かれている。宋朝における、高句麗↓百済↓倭国の順に低くなる国際的な地位や、武に典型的にみられるように、百済をとびこえた所であらわれている倭国王の高句麗に対する高い対抗の姿勢、また、「家臣の除任に関」(七三頁)する問題等、高橋論文には聞くべきものが多い。しかし、齊・梁兩朝における倭国と百済の関係については、称号といった形式上のものに限っても問題がある。その原因は、どうも「大將軍」の称号にのみとらわれていたところにあるようである。それは、たとえば、南齊朝における倭国王と百済王の「鎮東大將軍」のとらえ方に端的にあらわれてくる。

高橋氏は、倭王武が「鎮東大將軍」に進められたのが、

南齊王朝樹立の年の建元元年(四七九)であったのに対し、百済王牟大が「鎮東大將軍」に除せられたのは、永明八年(四九〇)で、それは「倭王武が同じく鎮東大將軍になったより十年余りも遅れている」(七三頁)といったとらえ方をされるわけである。しかし、これは、牟大が、建元元年時に在位しておりながら、「鎮東大將軍」の称号をえられなかったというような場合ならともかく、当時の百済王は牟大ではなかったのである。牟大が、永明八年に授爵されたのは、たまたま、その年に遣使上表して即位の旨を告げたからにすぎない。^⑤ 建元二年のことではあるが、牟大の祖父といわれる牟都が、はじめて遣使朝貢して、即位の旨を告げると、南齊は、この牟都を「使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・(百済王)」に封じている。^⑥ むしろ、武が二度目の除授で「鎮東大將軍」を授けられたのに対し、牟都が最初の授爵で、それを与えられている事に注目すべきであったろう。

まして、梁王朝における倭国王と百済王の關係となると、さらに問題がある。高橋氏は、梁王朝樹立時の除授である天監元年(五〇二)四月の除授において、倭国王と百済王は、

ともに「征東大將軍」を授けられたものと解されたが、梁書には、本紀・列伝ともに、倭王武の除授を「征東將軍」と記しており、これをみだりにのちの編纂史書である南史倭国伝によつて、「征東大將軍」に改めたりしてはなるまい。しかも、南史の本紀には、

天監元年四月戊辰、車騎將軍高麗王高雲進^二号車騎大將軍^一。

鎮東大將軍百済王牟太進^二号征東大將軍^一。鎮東大將軍倭王武進^二号征東將軍^一。
(南史卷六梁本紀)

とみえてさえているのである。天監元年時の除授は、やはり、倭国王に「征東將軍」、百済王に「征東大將軍」であつたものと思ふ。^⑦ 従つて、梁朝における倭国王と百済王の地位は、百済王の方が高かつたといえよう。

齊・梁兩王朝における倭国と百済の國際的地位に関する高橋氏の見解には、以上のような問題点がある。しかし、「齊の時に兩國共に鎮東大將軍であつた(七四頁)」という指摘は重視されるべきであらう。百済は、蓋鹵王二年(四七五)、高句麗王の猛攻をうけて、王都漢城を陥され、王(余慶)は斬殺された。^⑧ 以後、百済は、その王都を熊津に南遷し、苦難の時代を迎えるわけである。この時期に、倭

王武の宋朝への上表があり、そして、最初の授爵でありながら、従来の倭国王とは違い、「安東將軍」をこえて「安東大將軍」の称号をえ、ついで翌年には「鎮東大將軍」に進号されたのである。一方、百済王牟都は、建元二年三月、ようやく使者をおくり、「鎮東大將軍」を含む、さきの如き称号をえたのである。ここには、明らかに、国際的地位において、宋代ほどの百済と倭国の差は見出されないといつてよからう。

なお、南齊が、東夷諸国のうち、倭国王のみを、建元元年に進号し、高句麗・百済の両王の進号が建元二年になった理由を、ここに考えてみたい。高句麗は、南齊書高麗国伝によると、「太祖建元元年、進号驃騎大將軍」とあるが、本紀の建元二年夏四月丙寅条には、「進号高麗王樂浪公高麗号驃騎大將軍」とあり、その除授は、年月日を明記する本紀に従うべきであろう。百済の授爵は、既述の如く、冊府元龜外臣部封冊条により、建元二年三月のことである。百済王が、この時、授爵されたのは、もちろん、その時の遣使朝貢と関係するものであるが、この授爵にさいして発せられた詔には、「宝命惟新、沢波（被）絶域。牟都世

藩東表、守職遐外。可即授使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍」とあり、この授爵が、南齊新王朝の樹立を記念したものであったことが知られる。おそらく、南齊は、高句麗の遣使朝貢をも待っていたのであろうが、これは、なかなか来朝せず、そこで、この年の四月丙寅、その来朝を待たずに、新王朝樹立の記念的除授を行なったものであろう。これらに対して、倭国王は、すでに宋朝末、昇明二年（四七八）、遣使朝貢して、その上表文が功を奏したのか、事実上の支配者であった蕭道成の手によって「安東大將軍」等の授爵をうけていたのである。道成は、宋朝の順帝の譲りをうけ、南齊王朝を樹立すると、倭王武の軍号を、前年よりさらに一階進めたのである。この時、授けられた「鎮東大將軍」は、道成が、宋朝にかわって新王朝を樹立した記念祝賀的なものであったと思われる。また、これを、武の上表文の効果とみなすこともできよう。上表文をもたらし武の使節が、新王朝の創設時に、なお逗留していたかどうかを知る史料はない。

それはともかく、のちの梁王朝の樹立時には、倭・高句麗・百済の三国が、ともに同時に除授されながら、南齊新

王朝の樹立時には、この三国のうち、倭国王だけであった点は十分注目されてよいし、また、はじめて「安東」系將軍号よりも一階高い、「鎮東」系の、しかも「鎮東大將軍」に叙せられていることは、これまた注目されるべきであろう。以上、高橋論文に関連して、若干の検討を行なった所以である。

なお、「將軍」号に関していえば、私は、「大將軍」か否かに加えて、最初に授与される「將軍」号の種類・内容といったものを重視すべきであると考えている。すなわち、倭国王の「安東將軍」、高句麗王の「征東將軍」、百済王の「鎮東將軍」といった原則的であり方に注目するわけである。これら三者の將軍号の地位の高低を、若干の具体的な事例によってみてみよう。以下いずれも宋書本紀による。

四安將軍↓四鎮將軍の場合

孝建元年九月丙午 以安南將軍・江州刺史蕭思話為鎮西

將軍・鄆州刺史^一。

泰始四年八月丁酉 安南將軍・江州刺史王景文進号鎮南將

軍^一。

泰予元年四月己亥 安西將軍・鄆州刺史沈攸之為鎮西將軍

・荊州刺史。

元徽四年九月己丑 安西將軍・鄆州刺史晉熙王燮進号鎮西將軍^一。

四鎮將軍↓四征將軍の場合

永初元年七月甲辰 鎮西將軍李歆進号征西將軍^一。

元嘉元年八月癸卯 鎮北將軍・南兖州刺史檀道濟進号征北

將軍^一。

元嘉一六年四月丁巳 以鎮南將軍・江州刺史南譙王義宣為

征北將軍・南徐州刺史。

元徽二年七月乙酉 鎮北將軍・徐州刺史建平王景素進号征

北將軍^一。

なお、同一人の昇進過程として、四安↓四鎮↓四征の關係が認められるものに、蔡興宗の例があり、

泰始五年六月壬申 以安西將軍・鄆州刺史蔡興宗為鎮東

將軍^一。

泰予元年四月己亥 鎮東將軍蔡興宗為征西將軍・開府儀同

三司・荊州刺史。

という關係が辿られるわけである。こうした進号過程は、実は、宋書百官志の官品表の序列によって知られるわけであるが、今迄、具体例による検討を省略していたので、遅まきながら、ここに、その当否をみたわけである。

三者の中では、「征東將軍」がもっとも高く、「安東將

第1表 宋朝の河西王冊封表

王名	授爵年代	授爵内容
沮渠蒙遜	永初2 (421)	使持節・散騎常侍・都督涼州諸軍事・ <u>鎮西大將軍</u> ・開府儀同三司・涼州刺史・張掖公
	景平元 (423)	侍中・都督涼・秦・河・沙四州諸軍事・ <u>驃騎大將軍</u> ・領護匈奴中郎將・西夷校尉・涼州牧・ <u>河西王</u> （開府・持節モトノゴトシ）
	元嘉3 (426)	車騎大將軍
沮渠茂虔	元嘉11 (434)	持節・散騎常侍・都督涼・秦・河・沙四州諸軍事・ <u>征西大將軍</u> ・領護匈奴中郎將・西夷校尉・涼州刺史・河西王
沮渠無諱	元嘉19 (442)	持節・散騎常侍・都督涼・河・沙三州諸軍事・ <u>征西大將軍</u> ・領護匈奴中郎將・西夷校尉・涼州刺史・河西王
沮渠安周	元嘉21 (444)	使持節・散騎常侍・都督涼・河・沙三州諸軍事・ <u>征西將軍</u> ・領西域戍巳校尉・涼州刺史・河西王
	大明3 (459)	<u>征虜將軍</u> ・涼州刺史〔宋書紀〕

軍」がもっとも低いことが理解しえたことと思う。これは、また、そのまま宋王朝における三国の国際的な地位を端的に物語っていたのである。

二、国際的地位と「將軍」号

—「將軍」号の有効性をめぐって—

これまで、さしたる検討もせずに、国際関係の分析視角として「將軍」^④号をとりあげてきたが、ここに、その問題に関する若干の私見を述べてみたい。

宋朝が、周辺の諸国王を冊封するさい、それが、どのように記されているかをみることからはじめよう。なお、上表は、宋朝が河西王の沮渠氏を冊封したものをまとめたものである。とくにことわらぬ限り、出典は宋書卷九八胡伝によっている。また、表中に下線を施してあるものは、胡伝以外に宋書本紀にも記事のあるものである。

これによっても知られるように、宋書本紀は、授爵内容の全てを記したのではなく、それらの一部を記したものである。また、そこには、ある種の傾向がうかがえる。すなわち、宋書本紀・胡伝ともに記載のある五カ所のうち、本紀に王号の授爵を記すもの二、刺史号を記すもの四、軍

号を記すもの五、そのほかに開府儀同三司を記すものもあるが、これは、河西王の有す称号としては、一般的なものではないから省くこととする。従って、河西王の授爵について、本紀は、なにおいても「將軍」号と「刺史」号を記しているようである。もっとも、これを他の国王のものと比較すると、重点は、むしろ「刺史」号の方にあることがわかるが、これらとて「將軍」号が全く無視されているものでもない。つまり、当時、称号といえば、「刺史」号や「將軍」号が、その代表的なものであったといえよう。

日本や朝鮮の国王は、「刺史」号を有していないから、これらの諸国王の代表的な称号は、「將軍」号ということになる。河西王の場合ほど明確には残っていないが、この原則は保たれているといえる。たとえば、高句麗王高安は、梁書高句麗伝によれば、普通元年(五二〇)、「持節・督營・平二州諸軍事・寧東將軍」に叙せられているが、本紀は「寧東將軍・高麗王」と記し、百濟王余隆は、梁書百濟伝には、普通二年、「使持節・都督百濟諸軍事・寧東大將軍・百濟王」に叙せられたとあるが、本紀は「寧東大將軍」を記すのみである。これは、倭国王の場合も同様で、

倭王武は、宋書倭国伝によると、昇明二年(四七八)、「使持節・都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王」に叙されているが、本紀は「安東大將軍」と記すにすぎない。

かかる記載法は、また、進号のさいにもみられるところである。つまり、進号される者が有す全ての称号が記されるわけではなく、称号の代表的存在と指摘しておいた「刺史」・「將軍」号が主として記されるにすぎない。たとえば、吐谷渾王拾寅は、宋書本紀によると、

元嘉三十年六月辛丑 安西將軍・西秦・河二州刺史吐谷渾

寅進号鎮西大將軍・開府儀同三司。

(史料(A))

泰始三年十月辛丑

鎮西大將軍・西秦・河二州刺史吐谷渾寅進号征西大將軍。(史料(B))

とみえるが、拾寅は、元嘉十九年(四五二)に、「使持節・督西秦・河・沙三州諸軍事・安西將軍・領護羌校尉・西秦・河二州刺史・河南王」(宋書吐谷渾伝)に封ぜられており、これらの称号は、「將軍」号が代わるだけで、史料(A)・(B)の時には同様に保たれていた筈である。従って、本紀は、拾寅の称号を、「將軍」号と「刺史」号で代表させていた

わけである。

以上、本紀の記載を中心に、授爵をうけるさいに多くの称号を有していても、あるいは、多くの称号をうけることになっていても、本紀に記載されるものは、代表的なものに限られ、それらは、普通には「刺史」号や「將軍」号であることが明らかになったものと思う。また、日本や朝鮮の諸國王に関していえば、それは、「將軍」号であったといつてよからう。当時の、もっとも代表的な、そして、もっとも重視されていた称号が、本紀記載の称号の中に求められると思うのである。こうした観点から、私は、「將軍」号を、重要な分析手段と考えるわけである。しかし、だからといって、「將軍」号以外の称号を軽視してはなるまい。そこには、また、それぞれに有効な観点が秘められているものと思うのである。

三、「王」の冊封と「行〇〇王」

これまで日本や朝鮮における諸國の國王を「倭國王」、「高句麗王」・「百濟王」・「新羅王」・「加羅王」などと、至極当然のように扱ってきたが、それらは、考察を要しない

ほどに当り前の存在なのであろうか。たとえば、高橋善太郎氏は、「高句麗國の王であれば高句麗王であることは当然で、除正以前の自明のことであ」とされ、『倭國王』が除正によって得られた一つの正式の称号であるとは到底考えられない」（六五頁）ともいわれている。しかし、中國王朝の王号冊封を、そのように簡単に割切つて考えてよいものなのであろうか。今の私には、これらの「王」に関する問題の全てを考える余裕はないが、中國南朝と交渉もつた五世紀のいくつかの國の場合を考えて、こうした問題を検討する素材としてみたい。^⑩

まず、河南王の場合からみていくことにしたい。吐谷渾王が、南朝によって「河南王」に封ぜられたのは、元嘉一六年（四三九）のことであった。ところで、吐谷渾王は、これまで、南朝から、次のような称号で封ぜられていたのである。すなわち、景平元年（四二三）には「澆河公」、元嘉七年（四三〇）には「隴西公」、元嘉九年には「隴西王」、そして元嘉一六年にいたつて「河南王」といった具合である。わずかに二十年足らずの間に、次々と爵号がかわつたのである。このように頻繁に吐谷渾王の爵号がかわつたこと

については、いろいろの理由が考えられようが、一つには、冊封する側と、される側に、立場上の大きな差違があったことにもよう。いってみれば、冊封側が表の立場をとったのに対し、される側が裏の立場をとったようなものである。吐谷渾は、かつて従属したことのある西秦の乞伏氏を、元嘉六年にいたって破り、その故地を領有した。ところで、乞伏氏は、さきに東晋から「隴西公」に封ぜられたことがあり、そのため、東晋を継承した宋朝は、西秦の故地をついだ吐谷渾を「隴西公」に封じたわけである。しかし、他方、乞伏氏は、〈河南王〉を自称しており、吐谷渾は、より広い地域を総称した、この称号を継承せんとしたのである。こうした事情によって、吐谷渾の爵号は、転々とかわり、結局、宋朝も、この吐谷渾の自称を認め、「河南王」に封ずることになったわけである。なお、吐谷渾が、〈河南王〉の称号に固執したのは、西秦の「故地を領し、その據有を南朝に認めて貰ふため」であったと考えられている。^⑩とにかく、吐谷渾が、〈河南王〉の称号に固執し、その承認を宋朝に求めているところからみると、吐谷渾の勢力は、いまだ西秦の乞伏氏の領有した河南の地のすべて

を支配しきっておらず、それだけに潜在的支配権を主張し、その正当性を宋朝の「河南王」冊封に求めていたかにみえる。吐谷渾王が、「河南王」の王号冊封を宋朝に求めたのには、そこに、それなりの理由があったわけである。

次に、河西王の場合をみてみよう。河西の姑臧によった沮渠蒙遜が、宋朝から「河西王」に封ぜられたのは、景平元年のことであり、ここに、蒙遜の称号は、「使持節・侍中・都督涼・秦・河・沙四州諸軍事・驃騎大將軍・開府儀同三司・領護匈奴中郎將・西夷校尉・涼州刺史・河西王」というきわめて莊重なものとなったのである。しかし、この「河西王」については、蒙遜はこれより早く、東晋の義熙八年（四二二）自立すると、大都督・大將軍・河西王を称していた。ところが、宋朝は、この〈河西王〉蒙遜を、永初二年（四二二）の冊封時にも、「使持節・散騎常侍・都督涼州諸軍事・鎮軍大將軍・開府儀同三司・涼州刺史・張掖公」に封じたにすぎず、なお「河西王」の爵号を許さなかったのである。さて、「河西」王とは、前漢以来の張掖・酒泉・敦煌・武威・金城を併せた、いわゆる「河西五郡」の王ということであり、それは、河西地域全体を

おおう称号であつたと思われる。「河西王」を、このように考えると、蒙遜が〈河西王〉を自称した義熙八年時には、なお、敦煌・酒泉方面に勢力を有す西涼の李歆がおり、「河西」の支配権を主張できる段階ではなかつたのである。

従つて、これは、いわば蒙遜の「河西」支配権に対する自己主張であり、「河西王」の冊封を望むのは、その支配権の正当性を求めたというようなものであろう。やがて、蒙遜は、永初元年、西涼の李歆を滅ぼし、これにかわつて西域諸国を屬下におさめ、〈河西王〉の実をととのえ、前述の如く、景平元年にいたつて「河西王」の王号を獲得するわけである。これを整理すると、蒙遜の王号には、永初元年の西涼滅亡をさかいとして、二つの意味があつたことにならう。すなわち、西涼滅亡以前の時点での〈河西王〉の自称は、河西支配の自己主張であり、また、その潜在的支配権の承認を求めたものであつた。西涼滅亡後の、宋朝冊封の「河西王」とは、形式的には、河西支配権を國際的に承認—宋朝を中心とする國際社会ではあるが—されたもので、ともいうことにならう。

以上、南朝の王号冊封を、「河南王」と「河西王」を例

としてみてきたが、そこには、かなり積極的な意義を認めなくてはならぬように思う。東夷系諸国の国王冊封も、こうした観点から再検討されてしかるべきではあるまいか。

なお、宋朝が、「一つの正式の称号」として、「王」の冊封を行なつていたことは、次の事例からも知られよう。

宋書夷蛮伝によると、文帝は、元嘉二十六年（四四九）、「訶羅單、罽皇、罽達三国、頻越遐海、款化納貢、遠誠宜甄、可並加除授」と詔したという。この時の「除授」の内容は、訶羅單国の場合には明らかではないが、罽皇国・罽達国の場合には、「太祖策命之為罽皇国王（罽達国王）」とある如く、まさしく「国王」の冊封にとどまつていたのである。また、これらの「国王」冊封に対する宋朝の考え方は、「授茲嘉命」（罽皇国王）とか「加茲顯策」（罽皇国王）と述べる字句の中に語られていると思う。宋朝の「国王」冊封は、「嘉」なるものであり、「顯」なるものなのである。これらを、宋朝による國際的承認というようにとらえてよからう。

中国南朝によつて、「国王」の冊封をうけた諸「国王」

等は、いわば、冊封を通して、その地位を国際的に承認されたようなものであるが、しかし、これは、あくまでも、その王一代に限られるものであった。従って、次代の王は、あらためて冊封をうけない限り、正式の国王とは、みなされなかったのである。そうした王は、正規には「行○○王」と呼称されたようである。

南齊の永明八年(四九〇)、百濟王牟大は、使者を派遣して、嗣事を告げた。武帝は、これに対して、謁者僕射の孫副を遣わして、牟大を「策命」し、その亡祖父牟都をついで「百濟王」としたのである。この時の詔を、南齊書百濟国伝は、次のように伝えている。

制詔行都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王牟大、今以大襲祖父牟都為百濟王、即位。

また、南史齊武帝紀永明八年正月丁巳条は、これを

以行百濟王泰為鎮東大將軍・百濟王

と、さらに簡明に記している。牟大を百濟王に冊封した辞令が、「制詔」と記す制書形式をとるものであったことは、かつて大庭脩氏の論文と関連して指摘したことがあるが、百濟王の国際的地位を知る上に、きわめて示唆的であると

思われる。また、これらを考察するさい、同詔の中に、「章綬」の拝受を記す字句が存することに注目しなくてはなるまい。百濟王は、必ずや、末尾が「章」字である金印紫綬を授与されたのであり、その印文は、(宋百濟王之章)とでもいうものであったろうか。それはさておき、百濟王が、「行……百濟王」と記される事例が、いま一つある。余隆の時のものである。

百濟は、百濟王牟大が、永明八年・建武二年(四九五)の二度にわたる南齊への遣使朝貢ののち、しばらく南朝との通交が絶え、正式には、梁の普通二年(五二二)一月にいたって、ようやく、その関係が回復したらしい。すなわち、余隆は、「始復遣使奉表」じ、これに対して、高祖は次のような詔を下したのである。

行都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王余隆、守藩海外、遠節貢職、迺誠款到、朕有嘉焉。宜率旧章、授茲策命。可使持節・都督百濟諸軍事・寧東大將軍・百濟王。

ところで、百濟王の場合、「行……百濟王」という記載が、とくに詔文中にみえることは注目すべきであろう。これは、あきらかに、冊封される以前の百濟王が、正式には、「行

百済王」と称されていたことの確実な証拠である。もっとも、この「行……」は、王号にのみ限られるものではなく、「使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍」の称号にしても、それらが除授されたものでない限り「行使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍」なのである。

なお、「行○○王」を検討する素材として、宕昌王の場合を次にみることにしたい。

梁弥頡は、梁弥穢のあとをつぎ、永明三年（四八五）、南齊より「宕昌王」に封ぜられるが、南齊書宕昌伝には、次のように伝えている。

(a) 詔曰、行宕昌王梁弥頡、忠款内附、著縵西服、宜加爵命、式隆蕃屏。可_レ使持節・督河・涼二州諸軍事・安西將軍・東羌校尉・河・涼二州刺史、隴西公・宕昌王。

このように、梁弥頡は、「行宕昌王」から「宕昌王」に冊封されたのである。なお、ここでも、詔文の中に「行宕昌王」とある点が注目されよう。また、同伝には、頡の死後に立った梁弥承の場合にも

(a) 永明六年 以_レ行宕昌王梁弥承為_レ使持節・督河・涼二州諸軍事・安西將軍・東羌校尉・河・涼二州刺史・宕昌王。

と記されている。また、宕昌王の場合、梁書本紀にも「行

宕昌王」の記載がみえる。すなわち、

(b) 天監元年閏四月丁酉 以_レ行宕昌王梁弥嵩為_レ安西將軍・河・涼二州刺史、正封宕昌王。

(c) 天監四年四月丁巳 以_レ行宕昌王梁弥博為_レ安西將軍・河・涼二州刺史・宕昌王。

(c) 大同七年二月乙巳 以_レ行宕昌王梁弥泰為_レ平西將軍・河・涼二州刺史・宕昌王。

とあるのが、それである。このうち、(a)・(a')が、もっとも正確な記載というべきであろう。また(b)から知られるように、嵩は、「行宕昌王」から、まさに「宕昌王」に「正封」されたのであり、ほかに授けられた官号に「安西將軍・河・涼二州刺史」などがあったわけである。(c)・(c')は、(b)の「正封」が省略された形であり、これが、さらに簡略化されると、南齊書本紀のように

(d) 永明六年五月甲午 以_レ宕昌王梁弥承為_レ河・涼二州刺史。

となる。これは、「行宕昌王」から「宕昌王」に「正封」される段階をはぶき、すでに「宕昌王」に封ぜられたものとして、梁弥承がえた官職は「河・涼二州刺史」であったという記載方法であろう。宕昌王の冊封記事を検討することによって、(a)・(b)・(c)・(d)の四種の記載法を知ることが

できたわけである。(a)は、冊封される官爵のすべてを記し、(b)は、授爵される官爵のうち主要なものだけを、他は略しながらも正確に記す場合であり、(c)は、(b)をさらに略したもの、(d)は、正封を略し、さらに(c)を簡略にしたもの、ということができよう。このうち、(b)と(c)を一種に数えようと、中国史書の諸国王冊封の記事は、大体、以上の三種にまとめられようである。

「行〇〇王」の検討を通して、中国王朝の封冊をうける諸外国王が、どのように記載されたか知りえたことと思う。これによって、たとえば、宋書本紀の元嘉一五年夏四月己巳条に記された「以倭国王珍為安東將軍」の記事は、本来は、〈以倭国王珍為安東將軍、正封倭国王〉とでも記されてしかるべきものであったということが理解されよう。また、倭国王の珍や武の自称称号も、正式には「行……」と記さるべきものであったといえよう。

四、「承制假授」と「除正」要請

授爵以前の官爵を「行……」と記す方式は、王にのみ限られたものではなかった。大明二年(四五八)、百濟王余慶

は、遣使上表して「行冠軍將軍・右賢王余紀」等一人の除正を求めた。孝武帝は、王号は許さなかったが、將軍号については、「以行冠軍將軍・右賢王余紀為冠軍將軍」等と、その要請をいれたのである。また、百濟王牟大は、永明八年(四九〇)、遣使上表して、「假行寧朔將軍臣祖瑾」等四人について、「依例輒假行職、伏願恩愍、聽除所假」と願った。その「行職に假」するやり方は、たとえば、「寧朔將軍・面中王祖瑾、歷贊時務、武功並列。今假行冠軍將軍・都漢王」というものであった。牟大は、このほか、遣使の「行建威將軍・広陽太守兼長史臣高達」等三人をも「各假行職」し、「除正」を願っているのである。この場合の「行職に假」するやり方も、祖瑾らの場合と同様で、たとえば、「蓬、辺効夙著、勤勞公務、今假行龍驤將軍・帶方太守」というものであった。これらに対して南齊の武帝は、「詔可。並賜軍号、除太守」したのである。百濟王の牟大が要請したもののうち、王・侯号に対する授爵はなかったが、「軍号」と「太守」号の要請は、そのまま許されたわけである。牟大は、建武二年(四九五)にも遣使上表し、沙法名ら四人の重臣には軍号と王・侯号、

慕遣ら四人の遣使には、大体において軍号と太守号を、「各假_レ行署、伏願聖朝、特賜_レ除正」と願ひ、明帝また、王・侯号は認めなかったが、「詔可。並賜_レ軍号」つたのである。^③

以上にみた如く、百済王は、その朝臣を、「行○○將軍・○○王（侯）」とか、「行○○將軍・○○太守」に任じて、南朝の除授（除正）を求めたのである。そして、その除授をうけたとき、「行」がとれ、はじめて真の「○○將軍」とか、「○○太守」になつたわけである。ところで、百済王が、自己の朝臣に官爵を授けることは、本来なら、なにも中国王朝の認可を要するようなものとも思われないのであるが、百済王は、あえて「假_レ行職（行署）」し、それを中国王朝に「除正」してもらふという手のこんだ複雑な任命形式をとつたのである。こうした形式をとつたものには、東夷系諸国には、ほかに倭国王の珍・濟・武の場合がある。^④倭国王や百済王が、わざわざ、かかる手続きのもとに、臣下の除授を行つたのには、それなりの理由があり、そこには、また種々の政治情勢が推測されるわけであるが、ここでは、この〈假授〉の問題を、別の側面から考えてみ

たい。

まず、河西王の場合からみることにしよう。河西の沮渠蒙遜は、北魏の神廡四年（四三三）八月、その子安周を遣わし、北魏朝廷に入侍せしめた。^⑤そこで、北魏の大武帝は、九月、李順を遣わし、「河西王沮渠蒙遜」を拜して、「假節・侍中・都督涼州及西域・羌・戎諸軍事・行征西大將軍・大傅・涼州牧・涼王」と為した。^⑥そして、その冊書には、「割_レ涼州之武威・張掖・敦煌・酒泉・西海・金城・西平七郡、封_レ王為_レ涼王」とか、更には「又命_レ王建_レ國、署_レ將相群卿百官、承_レ制假授、除_レ文官刺史以還、武官撫軍以下。建_レ天子旌旗、出入警蹕、如_レ漢初諸侯王故事」などとみえている。^⑦ここに「承_レ制假授、除_レ文官刺史以還、武官撫軍以下」とある点に注目したい。これは、蒙遜が、その屬下を、文官では刺史以下に任じ、武官では撫軍將軍以下に任ずることを、北魏より認められたものである。なお、当時の北魏の官品表は不明であるが、太和一七年（四九三）制のものによつて、將軍關係のものを示せば、以下の通りである。^⑧

官品の点は、ともかくとしても、各將軍の地位の高低に

第2表 將軍を中心として見たる北魏官品表(抄)〔太和17年制〕

正一品	従一品	正二品	従二品
上大將軍	上尚書令 都督府州諸軍事	上(東宮三少) 都督三州諸軍事	上前後左右將軍 四平將軍 ^⑥ 左衛將軍
下儀同三司 都督中外諸軍事 驃騎將軍 ^⑥ 車騎將軍 ^⑥ 衛將軍 ^⑥	中四征將軍 ^⑥	領軍 護軍 將軍	下武衛將軍 都督一州諸軍事 右衛將軍
	下四鎮將軍 ^⑥ 中軍將軍 ^⑥ 鎮軍將軍 ^⑥ 撫軍將軍 ^⑥	下四安將軍 ^⑥ 凡將軍 ^⑥ 散騎常侍	
〔割註〕 ①二將軍加大者在位三司上 ④加大者次尚書令 ⑦三品已下五品已上加大者 ②加大者次儀同三司 ⑤加大者秩次四征下 ⑧加大者秩次護軍下 ③加大者次衛將軍 ⑥加大者秩次三少下			

正三品	従三品	正四品	従四品
上征虜將軍 輔國將軍 龍驤將軍	上員外散騎常侍 驍騎將軍 前後左右軍將軍	上散騎侍郎 中堅 中壘	上諸開府長史 中諸開府司馬
中護匈奴羌戎夷蛮 越中郎將	下鎮遠 安遠 建遠 建中 建節 立義 立忠	中通直散騎侍郎 建威 振威 奮威 將軍	下員外散騎侍郎 載樞 募員 高車 左右積弩射將軍 強弩將軍
下通直散騎常侍 護羌戎夷蛮越 校尉		下建武 振武 奮武	
		立節 恢武 勇武 曜武 昭武 頭武 直閣	
		寧朔 揚威	
		揚武 廣武 廣威	

は、おそらく大きな変化はあるまい。これをもとに考えると、蒙遜が自己の僚属に軍号を与える場合、その軍号が「行征西大將軍^⑧」である以上、「四征」將軍は、もちろんのこと「四鎮」將軍を与えることもむずかしかつた筈である。ところが、沮渠氏は、その範圍をこえて、僚属に、それらの軍号を与えていたらしい。それは、北涼征伐にさいし、北涼の罪を教え上げた、いわゆる十二罪の中に
承勅、過限驍、假征・鎮、罪八也。
とあることによつて知られよう。河西王沮渠氏が、限られた範圍をこえて、「征・鎮」、つまり「四征將軍・四鎮將軍」などを与えていたことが、北魏への不従順行為とされているのである。これらをまとめると、沮渠氏は、北魏皇帝の命をうけて(「承勅」・「承勅」)、自己の臣下に將軍号を「假授」してもよいが、

それは、「撫軍」將軍以下であり、その範圍をこえた（過限轍^①）、「四征」將軍・「四鎮」將軍などの高級將軍を「假」してはならない」ということになる。なお、上記の史料で注目すべきは、河西王が、その臣下への軍号授与を許可されながら、それは、あくまでも「假授」とされている点である。以上、沮渠氏の「承制假授」のあり方をみてきたわけであるが、これは、当時の中国王朝の冊封に関する考え方が知られる貴重な事例といえよう。すなわち、中国王朝の冊封をうけた外国の諸王は、自己の僚属を設け、屬下に種々な中国の官職を与えることもできるが、そこには定められた範圍があり、それを逸脱することは許されず、また、その範圍のものであっても、それは、あくまでも「假授」であり、中国王朝の官職と同等には遇しえないのである。従って、もし、「假授」以上のものを望むとするならば、それは、中国王朝から、直接に除授されなくてはならないということになる。さきの五世紀の倭国や百濟にみられた、臣下の称号に対する「叙正」要求こそ、そうしたものの実例にほかなるまい。

なお、「承制假授」の問題を考えるさい、高昌国の次の

事例も参考となろう。周書異域伝高昌条によると、その官制の中に、長史につぐものとして、「次有^②建武・威遠・陵江・殿中・伏波等將軍」と記されている。これらの官制が、高昌王麹嘉や、その子の堅の即位の後に記されているところからみて、その当時のものと考えてよからう。ところで、麹嘉は、延昌中（五二二～五）「持節・平西將軍・瓜州刺史・秦臨泉開國伯」に封ぜられ、その死後「鎮西將軍・涼州刺史」を贈られ、堅も普泰元年（五三二）、「平西將軍・瓜州刺史・秦臨泉伯」に叙せられている^③。もしも、高昌王が、「承制假授」を許される範圍があるとすれば、それはへ建武將軍以下^④位のものであるまいか。なんら制限がなければ、このような低位の將軍号を、高昌王が、その屬下に授けることで満足する筈もあるまい。これは、やはり、高昌王の授与された「平西將軍」あたりを基準として、「承制假授」の範圍が定められており、その結果、最高の武官でも「建武將軍」ということになったものと思う。また、ちなみにいえば、大和二三年（四九九）制の官品表によると、平西將軍は正三品であり、建武將軍は從四品下である^⑤。

次に、北燕の馮崇の場合をみることにしよう。北燕王馮文通は、妻の王氏を後の地位から斥けたとき、その子の崇から「世子」の地位を奪い、これを肥如に出した。当時、北魏は北燕征伐を計画しており、使者をおくって、その来降を求めた。馮崇は、母弟らの勧めもあって、この招きに応じた。北魏は、延和二年（四三三）二月、馮崇を「遼西王」に封じたのである。^⑧魏書馮跋伝の馮文通の条には、

世祖遣兼鴻臚李繼、持節、拜崇、假節・侍中・都督幽・平二州・東夷諸軍事・車騎大將軍・領護東夷校尉・幽・平二州牧、封遼西王。錄其國尚書事、食遼西十郡。承制假授文官尚書・刺史、武官征虜已下。

とみえる。馮崇は、「車騎大將軍」の軍号をして、自己の属下を、武官では、「征虜」將軍以下に「假授」することゝを許されたのである。

また、北魏は、敦煌を追われた沮渠無諱に代って、伊吾から敦煌に南帰した李宝が、太平真君三年（四四二）、遣使上表すると、その忠款を嘉し、使者を遣わして、「授宝、使持節・侍中・都督西垂諸軍事・鎮西大將軍・開府儀同三司・領護西戎校尉・沙州牧・敦煌公」け、これを敦煌に

鎮せしめた。そしてまた、この時、「四品以下、聽承制假授」したという。^⑨この場合、軍号は必ずしも明らかでないが、第2表の北魏官品表によれば、中堅・中壘・寧朔などから、建威・振威・奮威、それに建武などの將軍号が知られ、これらは、また、晋官品表の軍号と大差がない。従って、大体は、以上のような軍号からはじまる將軍の「假授」が許されたものと思う。

さて、蒙遜が、「行征西大將軍」の地位にあって、「承制假授」を認められた軍号が「撫軍」以下であり、馮崇は、「車騎大將軍」という高位にありながら、「承制假授」を許された軍号は「征虜」以下であった。また、李宝は、「鎮西大將軍」で、これらより、さらに下級の「四品以下」の將軍—おそらく、征虜・輔國・龍驤將軍などは含まれていない—の「承制假授」を認められたのであった。これらから考えるとき、「承制假授」には、必ずしも、王の有す將軍号から何階級下のものを臣下に与えるといったような原則はなく、その範囲は、随次、定められたものであったといえよう。

以上、もっぱら北魏関係史料によって、「承制假授」の

問題をみてきたが、こうしたあり方は、おそらく南朝においてでも行なわれていたものと思う。^④ いま、そうした前提に立って、倭国王と百済王の臣下任官の問題を考えてみたい。「鎮東(大)將軍」の百済王が、自己の属下に与えた最高級の軍号が「征虜將軍」であり、「安東(大)將軍」の倭国王が与えたものは、「平西將軍」であったということは、一体、なにを意味するのであろうか。蒙遜と馮崇の場合を比較してみると、蒙遜は、さきにもみた如く、ほぼ河西全域の支配者であり、馮崇は、北燕王の一族ではあるが、その支配領域は、いたって狭小なものであったと思われる。それにもかかわらず、北魏が両者に与えた軍号によると、馮崇を圧倒的に優遇したものであった。もちろん、これは北魏の政治的配慮のしからしめたところであり、表面的なものにすぎなかった。両者の実力の差は、むしろ「假授」を認められた軍号にあらわれているといえよう。すなわち、蒙遜が「行征西大將軍」にすぎないのに、「撫軍將軍」という高位の軍号の假授を許され、馮崇は「車騎大將軍」の高位にありながら、「征虜將軍」の「假授」しか許されていないのである。倭国王と百済王の場合にも、この例が適

用できるように思う。しかし、詳しくは、なお、今後の検討にまつべきであろう。ただ、ここでは、倭国王や百済王が、その臣下に「將軍」号を「假」する場合、そこに、なんらかの制約が、はたらいっていたものと推測するにとどめておこう。なお、百済王は、「太守」号を「假」することが許されていたが、河西王(涼王)の蒙遜や遼西王の馮崇は、北魏からではあるが、「刺史」を「假授」することを許されていたのである。また、〈刺史〉を配下に従えた王としては、武都王の場合を指摘しておこう。^④ 以上、いずれも「百済王」の国際的地位を示唆する事例と考えてよいであろう。^④

五、倭国王と「都督百濟諸軍事」

元嘉一五年(四三八)、〈倭国王〉の珍は、〈使持節・都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六國諸軍事・安東大將軍・倭国王〉と自称し、「除正」を求めたが、これは、文帝のいれるところとならず、元嘉二八年(四五二)、済の時^④にいたって、ようやく「使持節・都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六國諸軍事」・「安東大將軍」に進められ

たのである。ところが、この『都督諸軍事』の内容は、かつて珍が「除正」を求めたものと若干違っていた。すなわち、「百濟」を省き、「加羅」をいれたものであった。その後、昇明二年（四七八）、武は、ふたたび「百濟」を含めた使持節・都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七國諸軍事・安東大將軍・開府儀同三司・倭國王」と「自仮」し、その除正を求めた。しかし、宋朝は、今度もその除正にさいして、『都督諸軍事』の中から「百濟」を外し、また「開府儀同三司」も省いたのである。^④ 宋朝が「百濟」を、倭國王の『都督諸軍事』の中に含めることを肯んじなかったのは、当時の宋朝をめぐる國際情勢と密接な関連があったものと思われる。すなわち、宋朝は、高句麗に、宋朝の最大の敵国であった北魏牽制の役割を期待したが、高句麗は、必ずしも頼みとしがたい存在であった。そこで、さらに、この高句麗を背後から牽制する位置にあった百濟によって、これらの問題では、あまり利用価値のない倭國よりも、高く評価された理由があったものと思う。これによっても、百濟の國際的な地位の高さは理解しようと思うが、

ここでは、さらに別の観点から、この問題を考えてみたい。なお、これは、南朝が倭國王の『都督諸軍事』の中に、「百濟」を含めなかったのは、すでに、百濟王が、早くに「都督百濟諸軍事」を授けられていたことによるのではないかと、との自問に対する自答でもある。

『都督諸軍事』がある地域における軍事的支配権を示すものである以上、本来は、複数のものに、それが対等に与えられることは、ありえない筈である。まして、行政権を委ねられる「刺史」にいたっては、なおさら、そうであると思われる。ところが、本来、おこりうべくもない、これらの事態が、南朝をめぐる國際社会において、おこっていたのである。^⑤

吐谷渾王慕瑛は、文帝によって、元嘉九年（四三二）、「使持節・散騎常侍・都督西秦・河・沙三州諸軍事・征西大將軍・西秦・河二州刺史・領護羌校尉・隴西王」に封ぜられたが、この頃、河西王蒙遜は、すでに「使持節・侍中・都督涼・秦・河・沙四州諸軍事・車騎大將軍・開府儀同三司・領護匈奴中郎將・西夷校尉・涼州刺史・河西王」という称号をえていたのである。両者の軍事権を意味する『都督

第3表 河西・吐谷渾・宕昌三國王と軍事・行政權

年 代	王 名	都督諸州諸軍事					諸州刺史		
		涼	秦	西秦	河	沙	涼	西秦	河
423~444	河西王	○	(○)		○	○	○		
432~502	吐谷渾王				○	○		○	○
476~505	宕昌王	○			○				○

吐谷渾王の拾寅は、「使持節・(都) 督西秦・河・沙三州諸軍事・鎮西大將軍・開府儀同三司・領護羌校尉・西秦・河二州刺史・河南王」の称号を有していたのである。宋朝は、「河州刺史」を、同時に二名も任じていたことになる。こ

諸軍事』の内容を比較すると、「西秦」と「秦」を一応別のものとしても、「河・沙」の二州は、両者に共有されていることになる。そして、この状態は、形の上では、す

くなくとも、沮渠安周が、「使持節・散騎常侍・都督涼・河・沙三州諸軍事・征西將軍・領西域戊巳校尉・涼州刺史・河西王」に封ぜられた、元嘉二十一年(四四四)まで続いたことになる。また、かかる錯綜関係は、吐谷渾王と宕昌王の間にもみられるのである。羌王の梁瑾葱は、孝武帝によって、大明元年(四五七)、「河州刺史・宕昌王」に封ぜられるが、この時、すでに

れは、梁弥機が、元徽四年(四七六)、「使持節・督河・涼二州(諸軍事)・安西將軍・東羌校尉・河・涼二州刺史・隴西公」に封ぜられることによって、さらに事態は複雑になってくる。なぜなら、当時、拾寅は、「車騎大將軍」という高級軍号をおびて、さきの称号を有していたからである。宋朝は、「河州刺史」を、吐谷渾と宕昌の両王に与えただけではなく、「河州」における軍事權―「督河州諸軍事」―をも、両王に与えることになったわけである。②。これ以後も、河州の行政權をにぎる「河州刺史」と、軍事權をにぎる「(都) 督河州諸軍事」の地位は、吐谷渾および宕昌の両王に、ともに与えられていく。

ところで、河西王と吐谷渾王の場合のように、同一地域において、同資格の軍事權の行使が認められるということ、さらには、吐谷渾王と宕昌王の場合のように、同一地域における軍事權のみでなく、行政權までも、共有させているということは、本来ならば、ありうべきことではない、異常な事態といふべきであろう。しかし、そうした異常さが、さほど異常とも感ぜられずに、南朝では、かなり長期にわたり、また、多数の王に、そうした事態を認めてきたので

ある。このことは、十分注目に値することであろう。つまり、南朝は、同時期に、同一地域の軍事的・行政的支配権を、複数―すくなくとも二名―の外国の王に与えていたのである。これは、南朝の授爵が、諸外国の君主の主張をもとに行なわれる場合が多かったせいではあるまいか。南朝としても、実質的な支配を行なっていない地域においては、適確な情勢も把握しえず、従って、その地の支配権を主張するものが数名いて、しかも、彼等の間に、未だ排他的な、実質支配権が確立されていないとすれば、それらの主張を共に認めざるをえなかったことであろう。また、授爵をうける側からいえば、肝要なことは、実力をもって、その地における支配権を確立することではあっても、いまだ他の勢力を圧倒しきれない以上、潜在的な支配権とでもいったものを、国際社会―当時の東アジア社会の中心は、大別すれば、中国南朝と中国北朝に二分されており、この場合は、南朝を中心とするものをいう―の中で承認をうけ、他日に備えることも、また意義あるものとみなされていたのであろう。

さて、かかる検討にもとづいて、倭国王の称号を考える

とき、宋朝が、その称号の中に「百濟」を含めることを認めなかったことの意味が、かなりの重味をおびて理解されてくるのである。南朝は、同一地域の軍事・行政権を、複数の外国王に認めることに、決して、やぶさかではなかった。しかるに、倭国王の執拗な要請にもかかわらず、ついに「百濟」に対する軍事的支配権―「都督百濟諸軍事」―を認めなかったのである。そこには、南朝の、これだけはずれないといった、めずらしく積極的な姿勢がうかがえるように思う。すなわち、すでに、「百濟王」に「都督百濟諸軍事」を与えていたからというような消極的な理由ではなかったようである。それは、南朝が、最強の敵国北魏を締めつける国際的連環の中に、百濟をがちりとはめこんで、その弱化を認めまいとする、南朝の国際政策の中に求めらるべきものといえよう。

なお、この、南朝が、同一地域の軍事・行政権を複数の外国王に与えて、それほど気にしていなかったということは、建元元年(四七九)の加羅国王の冊封⁵⁾を理解する上にも有益である。南齊は、その新王朝成立の年、加羅国王苻知が遣使朝貢してくると、その奉贄を嘉し、これを「輔国将

軍・本国（加羅國）王」に封じたのであった。藤間生大氏は、この加羅國の南齊朝貢について、「加羅は宋ならぬ他の王朝でなければ、自分の自立を主張することは、加羅に対する倭の軍事権をみとめる宋朝に対して、非合法をおこなうことになる」といわれているが、これは、おそらく、宋朝が加羅に対する倭の軍事的支配権を認めているので、加羅としては、宋朝に対して自分の自立を主張できず、宋朝が南齊新王朝にかわったとき、はじめて、その自立を主張しえた、ということをいわれたものと思う。しかし、この藤間氏の見解には、さぎの検討からみて、若干の疑問がある。すなわち、南朝は、同一地域の軍事権や行政権を、必ずしも、一国王にだけ認めるといふ態度はとっていないのである。倭国王に「加羅」の軍事的支配権を認めただからといって、それは、加羅国王の自立を認める支障にはならなかった筈である。さらには、倭国王が南朝から認められていたのが、「都督加羅諸軍事」であって、「加羅国王」の地位ではなかった点も注目されよう。^⑩「国王」の冊封と、「都督諸軍事」の加号とは、形式的には別のものであり、従って、加羅国王が「加羅国王」に封冊されることは、

「倭国王」が「都督加羅諸軍事」を授けられていたことに、ならぬ抵触する筈のないものであった。しかも、加羅国王が、南齊から授けられた軍号は、「輔国將軍」という、他の諸国王の軍号に比して、きわめて低位のものであった。倭国王の珍が、その臣下に除授要請した中でさえも比較的下位のものであり、また、百濟王の臣下にも、これ以上の軍号帯位者がいたのである。^⑪これらによってみると、加羅国王の南齊朝貢は、きわめて注目すべきものではあるが、当時の国際社会における、その地位は、いたって低いものであり、この前後に南朝と直接の交渉をもちえていないこともあいまって、そこに、その実態がうかがわれるようである。

むすび

以上、本稿は、日本と朝鮮の国際関係を、同様に中国南朝の冊封をうけていた他の諸外国の事例と関連させて検討しようとしたものであるが、論ずるところ多岐にわたり、きわめてまとまりのわるいものとなった。以下に、その要旨を記し、本稿のむすびとしたい。

五世紀の東アジアの国際社会において、日本や朝鮮の占めた国際的な地位を、「大將軍」や「將軍」号の種類によってみてみると、倭国の国際的な地位は、宋王朝の時代には、かなり低いものであったが、その末期には、百済の弱化による相対的な向上ともあいまって、その地位は高まっている。しかし、梁王朝にいたると、外交関係の途絶から、ふたたび、倭国は百済よりも、はるかに低く評価されることとなる。なお、そのさい、国際関係の分析視点として、「將軍」号を利用することの可否が問われなくてはならぬが、これを中国史書の本紀と外国伝の対比に求めると、本紀は、「刺史」や「將軍」を称号の代表的なものともみなしており、ここに当時、これらの称号が重視されていたことが知られる。東夷系諸国の国王は、「刺史」号を有していないから、これら諸国家間の国際関係をみるさい、「將軍」号に視点を合わせることも、それほど当をえぬことでもあるまい。

ところで、日本や朝鮮の諸国王が、中国王朝の冊封をうけたことの意義について考察したいと思っていたが、さしあたっては、「王」号に関する検討の素材をうるために、

吐谷潭の「河南王」と沮渠氏の「河西王」の場合を考えてみた。彼等は、いずれも、「河南」や「河西」といった広大な地域の支配権―潜在的なものであれ、現実的なものであれ―を、中国王朝の冊封をうけることによって正統化し、国際社会の承認をえようとしていたようである。このあり方は、日本や朝鮮の諸国王の場合にも十分考えられるところであろう。自国の国家的独立性を、また、その王族による支配の正統性を、国際社会の場において承認させ、ひるがえって、国内における支配者としての立場を強化させようというものである。

なお、中国王朝と交渉をもち、ひとたび、その冊封をうけた諸国の王たちは、王の代がかわると、正式の冊封をうけるまでは、「行……王」と呼称されたのである。この「行……王」は、冊封をうけて、はじめ「行」字のとれた、真の称号とみなされている。従って、倭国王も、おそらく、その例外ではありえず、代々の王は、冊封をうけるまでは、正式には「行……倭国王」であったものと思われる。

この「行……」のあり方は、決して王に限られるもので

はなかった。たとえば、「百済王は、自己の臣下を「行職」に仮し、その「除正」を南朝に求めている。南朝は、この「行職」の範囲が「王」や「侯」であるときは、これを無視して「除正」を行なわなかったが、「將軍」や「太守」の場合は、これを許して「除正」している。これは、また、倭国王の場合にもみられたところである。このように、倭国王や百済王は、彼等みずからの「除正」を求めながら、他方、その臣下の「除正」をも願っているのである。この一見きわめて奇妙な問題を検討するにさいして、当時の北魏王朝が「河西王」や「遼西王」に許可した「承制假授」というものが参考となろう。「河西王」蒙遜が、「行征西大將軍」などの称号を与えられたとき、彼は、また同時に、その属下を「文官は（諸州）刺史より以下、武官は撫軍（將軍）より以下」に、それぞれ「承制假授」することを許されている。これはまた、北燕の「遼西王」馮崇も同様であった。彼の場合は、「車騎大將軍」などを授けられたとき、その臣下を「文官は尚書や刺史、武官は征虜以下」に「承制假授」することを認められている。ここにみられるように、河西王や遼西王は、彼等が冊封されるだけでな

く、同時に、その属下を「刺史」や「將軍」に「假」することも認められたのである。しかし、その授爵は、あくまでも「假授」にとどまるものであった。もし、これを、格上げして、正式の〈眞授〉にかえるためには、この「假授」した官号を、さらに、除正してもらわなくてはならなかったであろう。しかりとすれば、倭国王や百済王が、「行職に假」した臣下の官号の「除正」を南朝に要請していた、あのさきの事例は、まさに、そうしたものの実例ではあるまいか。従って、このことは、また、百済王や倭国王が、あたかも、北魏によって「承制假授」を許された河西王や遼西王のように、南朝から〈承制假授〉の権限を与えられていたことを示唆するように思われるのである。また、「承制假授」には、一定のわくがはめられており、それを破ることは禁じられていたが、そのわくは、王の將軍号と無関係とはいえないが、それよりは、むしろ、その国の実際的な勢力と密接な関係があったようである。これを百済と倭国の場合にあてはめると、倭国は、百済よりも重く扱われていたといえよう。

それでは、百済王よりも、その勢力を高く評価されてい

た倭国王が、その軍事的な称号である『都督諸軍事』の中に、「百濟」を含めることを、ついに認められなかったのは何故か、という問題がおきてくる。ところでこの問題を検討するために、南朝が諸外国王に与えていた『都督諸軍事』をみていくと、意外な事実が気付くのである。それは、南朝が、同一地域の軍事権や行政権を、同時に複数の諸外国王に与えていたという事実である。かかる事態が生じたのは、南朝が、その支配外の地域にあっては、現地の実力者の主張を、なるべく、そのままに認めるという方針をとっていたためであろう。かかる南朝の、きわめて現実主義的な外交政策を知った上で、さきの倭国王の称号の問題にかえると、ここに、めずらしく積極的な南朝の政治姿勢にゆきあたるのである。これは、おそらく、南朝の国際政策の基本方針にふれる重要な問題であったのであろう。南朝は、強敵北魏の封じ込めを、その外交政策の基本においていた筈であり、従って、百濟は、この北魏封じ込めの国際的連携——北は柔然、西は河西王沮渠氏や吐谷渾、それに宕昌王や武都王を含め、東は北燕や高句麗、それに百濟、さらには倭国を加えた——の重要な一環をなすものとみな

されていたのであろう。倭国王が、百濟に対する軍事権——「都督百濟諸軍事」——を認められなかったのは、それが、南朝の、かかる国際政策の基本方針を脅かすものと解されたからにほかなるまい。それでは、何故、倭国王に「都督百濟諸軍事」を認めることが、そのような問題につながるであろうか。この点については、なお今後の検討に俟たねばならぬが、ただ、当時の国際情勢からみて、次のようには、いえるのであるまいか。すなわち、南朝としては、倭国と高句麗の争いは、決して望ましいことではなく、まして高句麗勢力の離反は、なんとしても避けなくてはならなかったことであろう。倭国王とへ都督百濟諸軍事の關係は、この点からも検討されるべきものと思う。

- ① 拙稿「五世紀の日本と朝鮮の國際的環境——中国南朝と河南王・河西王・宕昌王・武都王——」（『京都府立大学学術報告・人文』第二一号）。
- ② 江畑武「四一六世紀の朝鮮三国と日本——中国との冊封をめぐって——」（『朝鮮史研究會論文集』四）、拙稿「古代東アジアの國際關係——和親・封冊・使節よりみたる——」（『ヒストリア』四九）、「古代東アジアの日本と朝鮮——『大王』の成立をめぐって——」（『史林』五一—四）。
- ③ 高橋善太郎「南朝諸國の倭国王に与えた称号について——古代日本の國際的地位（下）——」（『愛知県立女子短期大学紀要』七）。以下、

高橋氏の論文はすべてこれによる。

④ なお、きわめてよく似た問題関心をもちながら、私が、高橋氏のこの論文を知ったのは、ごく最近のことであり、その点、自己の怠慢と非礼を深くお詫び申上げ、今後の研究に十分活用させていただくつもりである。

⑤ 冊府元龜卷九六三外臣部封冊一・南齊書卷五八東夷伝百濟國条。
⑥ 冊府元龜卷九六三外臣部封冊一。

⑦ 藤間生大『倭の五王』（昭和四三年、岩波書店）三二～三四頁参照。
なお、同書に関しては、拙稿「中国史書対倭関係記事の検討——藤間生大『倭の五王』を通して——」（『続日本紀研究』一四四・一四五）を同時に参照されたい。

⑧ 三國史記卷二五、百濟本紀蓋鹵王二十一年秋九月条。

⑨ 宋書卷一〇順帝本紀昇明二年五月戊午条・同書卷九七夷蠻伝倭國条。なお、高橋氏は、この時の進爵を『都督諸軍事』と関連させておられる。すなわち、「大將軍の称は宋朝に於ては植民地を有した國に對して与えたもの」と解され「高句麗が營州の諸軍事を、百濟王が百濟の諸軍事を都督していたので、宋はこれ等を大將軍にした」（六九頁）といわれるわけである。しかし、『都督諸軍事』と「大將軍」の間には、必ずしも嚴密な關係があつたわけではない。たとえば、〈若昌王〉梁弥模は、元徽四年（四七六）に「使持節・督・涼・涼二州（諸軍事）・安西將軍・東羌校尉・河・涼二州刺史・隴西公」に封ぜられ、〈河西王〉沮渠安周は、元嘉二十一年（四四四）に「使持節・散騎常侍・都督涼・河・沙三州諸軍事・征西將軍・領西域戊巳校尉・涼州刺史・河西王」に封ぜられている。また、武都王では、楊僧嗣が、太始三年（四六七）に「持節・都督北秦・雍二州諸軍事・征西將軍」に封ぜられ「平羌」校尉（北秦州）刺史」も故の如く、楊文度は、昇明元

年（四七七）に「使持節・都督北秦・雍二州諸軍事・征西將軍」に封ぜられ、これも「刺史・校尉」を故の如く認められている。また、吐谷渾王拾質も、元嘉二十九年に「使持節・督西秦・河・沙三州諸軍事・安西將軍・領護羌校尉・西秦・河二州刺史・河南王」に封ぜられている。以上の如く、安易に両者の間に關係を求めることはできない。

⑩ 南齊書卷五八東夷伝倭國条。

⑪ 拙稿「五世紀の日本と朝鮮——江畑武「四一六世紀の東アジアの世界」を読んで——」（『続日本紀研究』一四三）一五頁上段では、この時の高麗の授爵を、南齊書高麗國伝によつて、建元元年としているが、本稿の考証により、それを建元二年と訂正することにした。

⑫ なお、新王朝成立時の授爵については、拙稿「五世紀の日本と朝鮮——江畑武「四一六世紀の東アジアの世界」を読んで——」（前掲）一五頁を参照されたい。

⑬ 南齊書卷二高帝本紀建元二年夏四月丙寅条。

⑭ 拙稿「中国史書対倭関係記事の検討——藤間生大『倭の五王』を通して——」（前掲）五六頁参照。

⑮ 藤間生大『倭の五王』（前掲）は「使者を送った」（三三頁）と解されているが、疑問である。前掲拙稿註四九頁参照。

⑯ 拙稿「古代東アジアの國際關係」(山)（前掲）一四・一五頁・「五世紀の日本と朝鮮の國際的環境」(前掲) 一一二～一三頁の「將軍を中心としてみたる南宋官品表」は、これを整理したものである。

⑰ なお、「將軍」号については、大庭脩「前漢の將軍」(『東洋史研究』二六一～四)の研究があり、五世紀の「將軍」号の意味を考える上にも有益である。

⑱ 以下、河南王と河西王に関しては、拙稿「五世紀の日本と朝鮮の國際的環境——中国南朝と河南王・河西王・宕昌王・武都王——」（前

掲)による。

①⑨ 和田博徳「吐谷潭と南北両朝との関係について」『史学』二五—二八五頁。

②⑩ 大庭脩「卑弥呼を親魏倭王とする制書」をめぐる問題(末永先生古稀記念「古代学論叢」)。

⑪ 拙稿「中国史書対倭関係記事の検討——藤間生大『倭の五王』を通して——」(前掲)四三、四四頁。

⑫ なお、印章については、栗原朋信「秦漢史の研究」(吉川弘文館、昭和四年)の研究があり、参照させていただいた。

⑬ 梁書卷三武帝本紀普通二年冬十一月条。

⑭ なお、この間、南朝と百済の關係を示すものには梁の天監元年(五

〇二)四月の遣使朝貢(梁書卷二武帝本紀天監元年四月戊辰条)、天監一年四月の遣使朝貢(同本紀天監一年四月条)が伝えられているが、前者は、梁新王朝の樹立にともなう記念祝賀的除授であり、当時の百済の遣使を物語るものではない。(この点については、藤間生大『倭の五王』〈前掲〉三三頁、拙稿「五世紀の日本と朝鮮」〈前掲〉一五頁を参照されたい)。後者は、何らかの遣使朝貢を示すものではあるかも知れぬが、以下に記すところから察するに、おそらく、規模の小さなものであり、国家的なものではなかったように思う。

⑮ 梁書卷五四諸夷伝百濟条によると

(1)天監元年、進太号征軍將軍。尋為高句麗所破、衰弱者累年、遷居南韓地。

(2)普通二年、王余隆始復遣使奉表、称累破句麗。今始与通好、而百濟更為疆國。

(3)其年、高祖詔曰、行都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王余隆……宜率旧章、授茲榮命。可。使持節・都督百濟諸軍事・寧東大將

軍・百濟王。

とみえる。百濟は、高句麗との戦いに破れ、その後しばらく衰弱しており、都も南韓の地に遷していたが(史料(1))、やがて、かえって高句麗を破って疆國となり、ついに「始復」、南朝に遣使朝貢したのである(史料(2))。この「始復」から知られるように、百済の梁への國家的な遣使は、これが「始めて」であったと思われる。「復」は、今迄、途絶えていた中国南朝への朝貢が「またふたたび」ということであろう。このことは、(3)の史料からもうかがえよう。「行都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王」の余隆が、この普通二年(五二二)に、はじめて、梁の新官制によって、「寧東大將軍」に叙されているのである。

さて、梁は、天監元年八月丁未、律令の制定に着手し、早くも翌一年四月癸卯には完成したが(梁書卷二武帝本紀)、官制に関する限りは、前王朝のものと大差ないものであった(宮崎市定『九品官人法の研究』〈東洋史研究会、昭和三年〉三三三頁)。しかし、やがて天監七年、ふたたび官制改革を行ない、新制度を作成するわけである。將軍号に関しても、かなりの変革が行なわれ、なかでも、従来は、中国王朝の内・外に差違のなかった將軍号に、あらためて「外国に施す」ための將軍号を設け、制度化したのである(通典卷三七職官梁官品)。従って、以後の諸外国の国王は、梁から軍号を授けられる場合、すべて、この外国用の將軍号を授けられたわけである。そのもっとも早い適用例は高句麗にみられる。天監七年二月乙亥(梁書卷二武帝本紀)、武帝は、車騎大將軍の高雲に、次のような詔を下した。

高驪王・樂浪郡公雲、乃誠款著、貢賦相尋、宜隆秩命、式弘朝典。可。撫東大將軍・開府儀同三司・持節・常侍・都督・王並如故。

(梁書卷五四諸夷伝高句麗条)

というものであった。ところで、詔文は「秩命を降んにし、式て朝典を弘め」たいといっているが、高雲は、実はこちらで、格下げにあっていて、すなわち、高雲の有した「車騎大將軍」は、新官制のもとも最高位におかれた二四班のうちの第三番目である「車騎將軍」よりも高位のものであった。なお、「車騎將軍」に擬すべき外国用の將軍は、二四班中の第三位たる「雄義將軍」であり、「撫軍將軍」は、これより一階級さがる二三班に列せられたものであった。従って、高雲は、新制の施行にともない、格下げされたといえよう。このほか、この制度によって、新將軍号を与えられた諸外国の國王の早い例としては、林邑王の范天凱や陰平王の楊孟孫がある。范天凱は、天監九年に「持節・督緣海諸軍事・威南將軍（二一班）・林邑王」、楊孟孫は、天監一〇年に贈「安沙將軍（一八班）・北秦州刺史」となっている。このうち、林邑王は、代々、南朝から「安南將軍」を授けられていたが、梁の新官制では「安南將軍」は二一班、「威南將軍」もまた二一班であり、ここには格下げ現象はみられない。

以上の考察から明らかになったように、梁は、天監七年、新官制を施行するや、機会ある毎に、新將軍号を諸外国の國王に授けていたのである。従って、もしも百済王が、天監七年以後に遣使朝貢しているなら、おそらく、梁は、これに新官制にそった授爵を行なう筈である。それにもかかわらず、普通二年にいたっても、なお、余隆は「鎮東大將軍」を称しているのである。これは、必ずや、これまで百済王の、すくなくとも正式の遣使が行なわれておらず、梁の新制をうけることがなかったからに違いあるまい。なお、新制による「鎮東將軍」も、外国用の「寧東將軍」と同じく二三班であるところからみて、余隆は、前王らと同等の待遇をうけたことがわかる。

② 宋書卷九七夷蛮伝百濟國条。

②① なお、南齊書卷五八東夷伝百濟國条には、「今假行冠軍將軍都將軍都漢王」とみえるわけであるが、このうち、「都將軍」というのは行文と思われる。「都將軍」という軍号は他に類例がなく、また、この軍号を認めると、姐瓊は二つの將軍号をもつこととなり、これも類例がない。もちろん、類例のないものが、すべて誤りというつもりはない。しかし、この場合は行文と考えた方がよい。筆写の過程で「都漢王」の「都」と、「冠軍將軍」の「將軍」を重出させてしまったのであろう。従って、私は、姐瓊が「假行」された官爵は「冠軍將軍・都漢王」であったと思う。

②② 南齊書卷五八東夷伝百濟國条。

②③ 従来、授爵された内容「王」・「侯」を含むものなのか否かといった点)についての分析が十分でなかったようであるが、本稿でも指摘した如く、「王」・「侯」号の授爵は行なわれていないのである。なおその点については、拙稿「古代東アジアの國際關係」(山) (前掲) 一六頁でふれ、その意義については、拙稿「古代東アジアの「大主」について——百済大王考補論——」(京都府立大学学術報告・人文) 二〇・「五世紀の「百済大王」とその王・侯」(朝鮮史研究會論文集) 四) に考察しておいたので参照されたい。

②④ 南齊書卷五八東夷伝百濟國条。

③① 宋書卷九七夷蛮伝倭國条。なお、倭國のこの問題については、拙稿「古代東アジアの國際關係」(山) (前掲) 一七・一八頁、「古代東アジアの日本と朝鮮」(前掲) 三一・三二頁、「古代東アジアの「大主」について」(前掲) 四九頁に考察しておいたので参照されたい。

③② 魏書卷四上、世祖紀神廡四年八月乙酉条。

③③ 魏書卷四上、世祖紀神廡四年九月癸亥条。

③④ 魏書卷九九盧水胡沮渠蒙遜伝。

③④ 魏書卷一一三、官氏志。なお、その考証は、宮崎市定『九品官人法の研究——科挙前史——』（前掲）三九一頁による。

③⑤ かつて、宋朝の安東將軍と鎮東將軍の差を、「長史・司馬」の官品から考えたことがあったが（『古代東アジアの國際關係』(上)一六頁）、この北魏の官品表によって、王朝間の違いはあっても、さらに兩將軍の隔差を感得しうるように思う。

③⑥ この場合の「行征西大將軍」は、本稿で問題にしている「行」とは違つたものである。嚴耕望撰『中國地方行政制度史』卷中、魏晉南北朝地方行政制度(下)（中央研究院歷史語言研究所、中華民國五二年）八五三頁にいう「按『行』者略如漢世之『試守』、經過若干時間即真除任」にあたるものである。实例は、これによられたい。

③⑦ 魏書卷九九盧水胡沮渠蒙遜傳牧犍條。

③⑧ 魏書卷一〇一高昌傳。

③⑨ 魏書卷一一三官氏志。

④① 魏書卷四上、世祖紀延和二年二月庚午條。

④② 魏書卷四下、世祖紀太平真君三年二月丁酉條・同書卷三九李寶傳。

④③ 通典卷三七職官、晉官品條。

④④ 北魏の場合のように、明確な形で「承制假授」を与えられた例は、未だ不勉強に見出せないが、早く、三國時代に、魏興によつた申儀が、「假承制刻印、多所假授」といつた事例をみると（『晉書』卷一宣帝紀太和元年六月條）、北朝のみが、こうした制を継承したとも思えない。また、杏城によつた盧水の胡の蓋吳が、北魏に反して宋朝に通じ、授を求めた時、文帝は、元嘉三年（四四六）二月これを「使持節・都督關隴諸軍事・安西將軍・隴州刺史・北地郡公」となし、「金紫以下諸將印、合二百二十一紐」を与え、「使隨宣假

授こしめたという（『宋書』卷九五索虜傳）。これは、「假授」の内容が、「諸將印」によって制約されていたことを思わせよう。さらに百濟のあり方は、「承制假授」という言葉こそ使用していないが、実態は、まさに、そのものであつたように思える。なお詳しくは今後の検討に俟ちたい。

④⑤ 拙稿『五世紀の日本と朝鮮の國際的環境——中國南朝と河南王・河西王・宕昌王・武都王——』（前掲）の「四、武都王について」を参照されたい。

④⑥ 百濟王の國際的地位を示唆するものには、百濟王が、臣下のために要請した「王」・「侯」号を「除正」してもらえなかつた事実もある。もっとも、この点については、かつて、突厥・薛延陀・廻紇・南詔などを例にして説明したが（『古代東アジアの大王』について）、時代差もあり、不十分なものであつた。そこで、詳しくは後考を俟ちたいが、とりあえず吐谷渾王の弟拾皮が宋朝によって、「金城公」に封ぜられた事例を指摘しておきたい（『五世紀の日本と朝鮮の國際的環境』）。

④⑦ 宋書卷九七夷蛮伝倭國條。

④⑧ 宋書卷九七夷蛮伝倭國條。

④⑨ 元嘉二八年に、済が除授された軍号は、池内宏『日本上代史の一研究』（近藤書店、昭和二年）が「文帝本紀に大將軍に進めたところのは誤りであらう」（一六七頁）といわれて以来、最近にいたるまで「安東將軍」と誤解されつづけたようである。手元にあるものでいえば、上田正昭『日本古代國家論究』（稿書房、昭和四三年一月）四四八頁、藤間生大『倭の五王』（前掲）九一頁などに、それがみえる。しかし、これは、高橋善太郎『南朝諸國の倭國王に与えた称号について——古代日本の國際的地位（下）——』（前掲）が「本紀に年月日

- を明かにして『進号安東大將軍』とあるのは、相当信頼すべきではなからうか」（六九頁）という如く、「安東大將軍」が正しいのである。この点については、拙稿「中国史書対倭関係記事の検討——藤間生大『倭の五王』を通して——」（前掲）五九・六〇頁を参照されたい。
- ④ 宋書卷九七夷蛮伝倭國条。
- ⑤ これは、拙稿「古代東アジアの国際関係——和親・封冊・使節よりみたる——」（下）（『ヒストリア』五〇）註⑧でふれたものを、「古代東アジアの日本と朝鮮——『大王』の成立をめぐる——」（前掲）で敷衍した見解である。
- ⑥ 以下の、河西王、吐谷渾王、宕昌王の軍事権・行政権をめぐる錯綜関係は、拙稿「五世紀の日本と朝鮮の国際的環境——中国南朝と河南王・宕昌王・河西王・武都王——」（前掲）に指摘したものであり、史料の出典は、それによられたい。
- ⑦ 元徽四年当時の吐谷渾王の拾寅が、「車騎大將軍」であるところからみて、軍権の資格をあらわす「督」は、おそらく「都督」に進められていたものと思われる。しかし、梁弥機も、永明元年には「都督」になっており、これは、当時の吐谷渾王易度侯の「都督」と同格である。
- ⑧ この問題は、後考を期したいが、かつて、中国王朝一般の問題として、「中国王朝は、外交使節を派遣してくる主体をその国の君主と認め、彼が望むならば封冊も敢てこばまなかった。従って篡奪者であっても、実力をもってその地域を支配している場合、『王』の封冊をうけることもできた」とし（拙稿「五世紀の『百濟大王』とその王侯」（前掲）八〇頁）、林邑の范当根純と高句麗の蔵をあげたことがあった。このうち、范当根純は、本稿の例証ともなう。
- ⑨ 南齊書卷五九東夷伝加羅國条。
- ⑩ 藤間生大『倭の五王』（前掲）一五四頁。
- ⑪ 拙稿「中国史書対倭関係記事の検討——藤間生大『倭の五王』を通して——」（前掲）六〇頁。
- ⑫ 倭國王と百濟王の僚属が除正された將軍号については、拙稿「古代東アジアの日本と朝鮮」（前掲）三二頁の「第2表、倭・濟兩國將軍比較表」を参照されたい。

（京都府立大学女子短期大学部講師）

Korea and Japan in the 5th Century
—in relation to the enfeoffment
of the Chinese Southern Dynasty—

by

Yoshitane Sakamoto

In studying the international relation between Korea and Japan in the 5th century, its comparison with other countries enfeoffed by the Chinese Southern Dynasty will cause more abundant resources to study and enable us to observe it on wider standpoint.

This article tries to answer the following problems from this point. At first, we are looking for the then international position of Japan judging from the title 'Shogun' 將軍, next considering the importance of the title 'King' enfeoffed by the Chinese Dynasty, and then the problem that the Kings of Japan and *Paekche* 百濟 wished to have the Dynasty authorize the office and title which they had temporally granted to their men, in relation to the "Sŭng-chih-chia-Shou" 「承制假授」 by *Pei-wei* 北魏. In the end, of the titles which the Southern Dynasty in China had granted to the kings of the neighbouring countries military ("Tu-tu *Paekche chu-chün-shih* 「都督百濟諸軍事」) and administrative powers ("Tz'ü-shih" 「刺史」) shall be especially contemplated. As a result of our study, the fact the Southern Dynasty in China had not granted "Tu-tu *Paekche chu-chün-shih*" to the King of Japan was not evidently due to the passive reason why the Dynasty had granted it to the King of *Paekche*, which causes our observation on the very active attitude of the Dynasty's politics.

A Fundamental Study of Mogari 殯

by

Atsumu Wada

Mogari 殯 is the common funeral form in our ancient times that a dead man's body should be enconced in a hut after his death till burial, or it be provisionally buried with his relatives confined to the hut and serve various rites in behalf of the dead. This form has hardly been